

## 住宅・土地統計調査にご協力を

問 伊奈庁舎みらいまちづくり課 **35** - 2111 (内線1205)

重要な統計調査である「住宅・ ▼調査の目的=住生活に関する 市地統計調査」を実施します。 資料を得るため。 さまざまな施策のための基礎 10月1日現在を基準に、 国の

▼調査方法=調査員証を携帯し ▼調査対象=本市では、 た調査員が、9月中旬頃に調 選ばれた約2700世帯が対 調査単位区の中から無作為に 査票を世帯ごとに配布します 1 5 9

> するか、記入済みの紙の調査 ので、インターネットで回答

さんは、調査の趣旨をご理解い ただき、回答をお願いします。 調査の対象となった世帯の皆 による提出も可)。

### お知らせ

### 難病患者福祉手当をご存じですか

問 伊奈庁舎社会福祉課 **35** - 2111 (内線4102)

明で治療方法が確立されていな ため支給するものです。 安定と福祉の増進を図る目的の い難病疾病患者の方の、 難病患者福祉手当は、 心身の 原因不

で、 次の支給要件に該当する方 まだ申請していない方は早

地震発生時はお迎えをお願いします 問 教育委員会学校教育課 ☎58 - 2111 (内線7102)

お知らせ

中学生以下のお子さんの

いる保護者の皆さんへ

渡しを行います。 小中学校で保護者の方への引き たときは、すべての市立幼稚園・ 度5強以上の強い地震が発生し 校している時間帯に、市域で震 市では、お子さんが登園・登

メール配信が停滞するおそれが 稚園や学校からの電話連絡網や あるため、 東日本大震災の経験から、幼 市の防災行政無線で

> えに来てくださるようお願いし で、お子さんを各園・各校に迎 方が、自身の安全を確認した上 に届かない場合でも、保護者の の連絡を行います。 も保護者への引き渡しを行う旨 幼稚園・学校からの連絡が家

ましょう。 について事前に家族で話し合い に行くのかなど、非常時の対応 地震発生の際には、誰が迎え

> の手当は、申請に基づき支給さ めに手続きをしてください。こ

※すでに支給決定を受けている

万は申請不要です。 ▼支給要件=茨城県(保健所)

×1000円。 ※ただし、支給対象月数が10カ 月未満の場合は、支給対象月数

を支給(口座振込)します。 ※手当は毎年3月に当該年度分 申請場所=社会福祉課窓口

▼必要書類

③印鑑 ②本人名義の預金通帳・カード ①指定難病特定医療費受給者証 など口座番号の分かるもの

票を提出してください (郵送

### 環境

# 》 らその看板大丈夫!! 適法? 違法?

問 谷和原庁舎都市計画課 ☎58 - 2111 (内線5106)

定められており、原則として、 ために、看板の設置には基準が

市では、市民憲章に掲げた「緑

く損ないます。 ものですが、無秩序に掲示され といい、商業活動を活気づける るこれらの看板は、屋外広告物 います。いたるところで目にす 宅の塀、電柱などにさまざまな 大きさ・形の看板が設置されて いの土地、店舗の壁・敷地、 ると、都市や自然の景観を大き

このため、 まちの景観を保つ

間がかかります。

べてを調査するには、

多くの時

には膨大な数の看板があり、す けています。しかし、市内全域 法と思われるものへの指導を続 ため、看板の調査を実施し、違

·支給額=年額1万円。 内に住民登録があること。 受給者証」を持っていて、市 発行の「指定難病特定医療費

※申請した月の翌月から支給対 「もみがら焼き」は周辺に配慮を

稲刈りが終わると燻炭を作るなどの目的で、「もみがら焼き

に関する苦情が多く寄せられています。もみがら焼きをする際 「住宅地周辺で燃やさない」「周囲の住民に迷惑かけない」 きに注意する」など、地域環境に十分に配慮してください。

毎年もみがら焼きに伴う煙や降灰、

☎58 - 2111 (内線3304)

象となります。

市内に限らず全国で、道路沿 住 ゆたかな美しいまち」を目指す 市の許可が必要です。

さんにもご協力いただきたいこ とがあります。 物適正管理のために、市民の皆 良好な景観づくりと安全な広告 そこで、市からのお願いです。

①看板設置のために、土地や塀 う予定であるものかどうかを 依頼者に確認してください。 適法なものか、許可申請を行 絡をしてください。 疑問がある場合には、 などを貸す場合には、それが 市へ連

②店舗などの経営者の方は、 準に合った看板を設置するた めに、事前に市と協議をして ください 基

問 谷和原庁舎生活環境課

市全体で、まちの景観を守って いきましょう。 この2点にご協力いただき、